たしかに、贈歌と答歌を併せて考えると、

〈近江更衣は、更衣源周子である〉

ということになる。

しかし、『新古今和歌集』に記載されている「近江更衣」（＝更衣源周子）が、『三代実録』中の「源朝臣周子」と同一人物なのかどうかは分からない、というべきであろう。

●あるいは、

〈光孝天皇と小町との間に生まれた男児は、出生後ただちに「源姓」を賜わり、……そしてその男児の娘は、「源周子」と呼ばれたのではなかろうか〉

などと想像される。

●つまり、

〈『新古今和歌集』に記載されている「近江更衣」（＝更衣源周子）と、『三代実録』中の「源朝臣周子」とは、同姓同名であるとはいえ、別人だったのだろう〉

と想察される。

●ここに、『周子』という名を探してみると、

(1)『続日本後紀』仁明天皇の承和十四年（八四七）閏三月十五日条に、「山口忌寸周子」

(2)『三代実録』光孝天皇の元慶八年（八八四）二月二十六日条に、「良岑朝臣周子」・「菅原朝臣周子」

などと記されている。

平安朝当時、「周子」という名は決して珍しくなかったのであろう。

●また参考までに述べると、源周子の父源唱の名が、『三代実録』元慶元年（八七七）正月三日条、仁和二年（八八六）二月二十一日条に見られる。

源唱は、嵯峨源氏である。（「後撰和歌集」工藤重矩、和泉書院、三七二頁参照）

●源周子の子であるという源高明については、現在、次のように解釈されている。

「平安中期の廷臣。醍醐天皇の第十皇子（第十一皇子ともいう）で、延喜十四年（九一四）生。天元五年（九八二）十二月十六日没。六十九歳。朱雀天皇（九二三～九五二）および村上天皇（九二六～九六七）の兄弟にあたる。延喜二十年（九二〇）、勅書により兄弟六人と共に源姓を与えられ、臣籍に降下。天慶二年（九三九）参議。康保四年（九六七）正二位、左大臣。

安和二年（九六九）、『安和の変』（藤原師尹らが左大臣源高明の失脚を企てた事件）に絡み、大宰権帥に左遷されることとなった時、――高明は、〈直ちに出家して京に留まりたい〉と請願したが許されず、筑紫に配流。

二年後の天禄二年（九七一）、召還の官符を受け、翌年帰京。山城国葛野の別荘に住んだ。西宮左大臣・西宮殿・帥殿と称された。著に『西宮記』・『西宮左大臣御集』がある」

という。（「広辞苑」〈源高明〉。「新古今和歌集」日本古典文学全集、小学館、六一八頁〈西宮前左大臣（源高明）〉。「世界大百科事典」平凡社〈源高明〉。「国書人名辞典」岩波書店〈源高明〉。「日本史辞典」東京創元社〈安和の変〉参照）

すなわち源高明は、九一四年に生まれ、九八二年十二月十六日に六十九歳で没したという。

しかしもしかしたら、

〈源高明は、延喜二十年（九二〇）に醍醐天皇と小町の孫娘（近江更衣源周子）との子として生まれ、出生直後に源姓を与えられ、朱雀天皇の天慶二年（九三九）二十歳の時に参議となり、康保四年（九六七）四十八歳の時に左大臣に任ぜられ、天禄三年（九七二）五十三歳の時に帰京した後は葛野の別荘に住み、天元五年（九八二）六十三歳の時に出家し、一条天皇の永延二年（九八八）に六十九歳で没したのであろうか〉

とも思われるが、全く根拠は無く、どこかに錯誤があるかも知れない。

太眞・小大眞（小大君）・小大進（小大君）

さて何と、『小町集』でも異本系統に属する神宮文庫本系統の本の六一番に、興味深いことが記されている。

醍醐の御時に、日照りのしければ、雨乞ひの歌よむべき宣旨に

ちはやぶる神もみまさば立ち騒ぎ
天の門川の樋口あけたまへ

とある。（「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、七五、八五、二一一頁等参照）

つまり、醍醐天皇の御代（在位八九七～九三〇）に、小町が『雨乞ひの歌』を歌った、というのである。

●そうかも知れない。

●もっとも、

「小町が承和八年（八四一）生まれ」

「小町の孫娘が延喜四年（九〇四）生まれ」

であり、醍醐天皇と小町の孫娘が親密な仲となった後に小町が招かれて『雨乞ひの歌』を歌ったとすれば、……その時、小町は恐らく八十歳前後の高齢であったことだろう。

●しかし、そんな老婆となった小町の声が、天の神々や、つつしみぶかく畏まって傾聴している大宮人達に、明瞭に

聞えるように響き渡ったとは考えにくい。

●あえていえば、

「日照りのしければ、雨乞ひの歌よむべし」

という醍醐天皇の宣旨が下り、――かつての小町の『雨乞ひの歌』を、小町の孫娘が祭壇の前で詠んだのかも知れない。

●この場合も、神宮文庫本系統の『小町集』に記されていることは、あながち誤りだとは言えず、

〈醍醐の御時に、日照りが続いたので、雨乞ひの歌をよむようにという宣旨が下り、

「ちはやぶる神も見まさば立ち騒ぎ……」

という小町の和歌が、小町の孫娘によって歌われた〉

といった意味に解される。

●なるほど、現代の我々には、『小町集』に、

「醍醐の御時に、云々」

とあることが奇妙に思えるし、編纂者がうかつにも間違ってしまったかのように感じられる。

とはいえ、――実は、そう思えるということこそ、編纂者達の狙い所だったのかも知れない。

すなわち、編纂者達は、一見「誤謬」とみまごうような記述をおこなって、――「粋に感じていたのだろう」と想像される。

そしてまた、平安朝当時の貴族社会全体が、そうしたことを暗黙のうちに容認していたのであろう、と推察される。

＊

ところで、この『雨乞ひの歌』については、さらに述べなければならないことがある。

群書類従本『小大君集』にも、ほぼ同様のことが記されていて注目される。

醍醐の御時に、日照りのしければ、雨乞ひの歌よむべき宣旨ありて

千早振神も見まさばたちさはぎ

天のと河のひぐちあけたまへ

というのである。

一説に、この『雨乞ひの歌』は、『小大君集』に存するゆえに小大君の歌だとする主張がある。（「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、七五、一一〇頁参照）

しかし、三条院（三条天皇）が春宮（皇太子）であった時（九八六～一〇一一）の女蔵人で、長保（九九九～一〇〇三）・寛弘（一〇〇四～一〇一一）頃生存していたと考えられる小大君（名は左近）では、――ほぼ百年前の『醍醐の御時』（八九七～九三〇）に当然ふさわしくない。（「広辞苑」〈小大君〉。「世界大百科

事典」平凡社〈三条天皇〉参照）

なお、『小大君集』の流布本系は、

小大君、父母不詳
三条院春宮之時女蔵人、左近

という。（「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、一一二頁参照）

また、後述するように、本居宣長は、

「小大君は、小大進という名を省略したものだ」

という。

＊

それでは、どう考えたらよいのだろうか。

■ここに仮りに、

●小町は、「太眞」（＝楊貴妃）になぞらえられて、「太眞」もしくは「大眞」と称された。

●醍醐天皇の妃となった小町の孫は、「太眞」（大眞）の孫娘という意味で、「小太眞」もしくは「小大眞」と称され、……また、「小太」「小大」の二文字をとって、「小太君」・「小大君」とも呼ばれた。

●小町の孫娘の血筋を引く、西暦一〇〇〇年頃生きた女性は、当初女蔵人（内侍・命婦の下の女官として雑役に従事した下臈）であったとはいえ、――最高位が大進（中宮職・皇太后宮職・大膳職・東宮坊などの判官の上位）の位にあったから、「小大眞の子孫」という意味を込めて「小大進」・「小大眞」・「小大君」と呼ばれた。（「広辞苑」〈女蔵人〉〈大進〉参照）

と仮定してみよう。

例をあげると、和泉式部の娘は、小式部と呼ばれたのだった。（「小野小町」前田善子、三省堂、一五八頁参照）

また、「太」と「大」とは酷似しており、中国では「太極殿」、日本では「大極殿」と記されることが多い。そして「太宰府」とも「大宰府」とも記述される。

■つまり、

●小町の孫娘は、「小大眞」・「小大君」

●その子孫の女性は、「小大進」・「小大眞」・「小大君」

と呼ばれたのだろう、と想像される。

■しかし、我が国の往古の風習を引き継いで、

〈親も子も、区別なく、同一人物とみなされることが多々あった〉

と推察される。（第三十七章「天石窟の儀式」等参照）

■ようするに、

〈小町の血筋を承けた女性は、皆、「小大眞」・「小大君」などと呼ばれたのであろう〉

と思われる。

■とすれば、『小大君集』には、

●延喜四年（九〇四）ころ生まれた小町の孫娘「小大君」

●三条院が春宮であった時（九八六～一〇一一）の女蔵人で、長保（九九九～一〇〇三）・寛弘（一〇〇四～一〇一一）頃生存していたと考えられる「小大君」

等の複数の女性の歌が納められているのかも知れない。

■そうしたわけで、

〈十世紀後半から十一世紀初めにかけて活躍したと考えられている小大君の歌集に、――ほぼ百年も前の「醍醐の御時」に歌ったという『雨乞ひの歌』が含まれているのではなかろうか〉

と推測される。

■なお、先に述べたように、『小大君集』の流布本系に、

小大君、父母不詳

三条院春宮之時女蔵人、左近

とある。（「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、一一二頁参照）

小町の血筋を引く女性達の多くの父母の名を公にすることは、……《なにかと具合の悪い事情があって》差し控えられたものと思われる。

5643 P

295

＊

■因みに述べると、平安時代の宮中の女官達は、正月の女官叙位の昇進を請願する為に、『切杭の申文』という申請書を朝廷に提出したという。

(1)『切杭』は、木の切株と同じ言葉である。

(2)また、木の切株から生え出てくる新芽「孫生」（＝蘖）にたとえて、

《正月の女官叙位の時、女官などが自分の功労に母の功労の年数を合わせて叙位を申請したことをも、『切杭』と称した》

といい、――その文書を、『切杭の申文』と呼称するのだという。（「広辞苑」〈切杭〉〈申文〉〈蘖〉参照）

■「親の位と年とを、代々受け継いでゆく」

という我が国の往古の伝統が、幾分形を変えているとはいえ、なお平安朝に迄も伝えられ、

〈自分の功労の年数に、母の功労の年数を加えて、叙位を申請する〉

という風習になったのだろう、……と想像される。

■そして、こうした『切杭の申文』の風習が平安時代に存在したことから推察する時、

〈小野小町の功労が孫娘へ、そしてその孫娘の功労が曾孫

こと　こと

娘へと次々に伝えられていったのであろう〉と想到される。

＊

そもそも、『小町集』に小大君の歌が入っていると言って問題にした最初の人は、本居宣長であった。『玉勝間』四の巻に、こう記されている。

三条院の女蔵人左近を小大君ともいへり。そは小大進といふ名をはぶきていへるなれば、こだいの君とよむべし。「こおほきみ」とよむは、ひがごと也。此人小大進なる証は、「栄花物語」見はてぬ夢の巻に「あるはなくなきは数そふ世の中にあはれいつまであらむとすらむ」といへる歌のよみ人、東宮の女蔵人小大進とあり。東宮は三条院也。此歌「小町が集」といふ物にもあり。すべてこの「小町集」は、いとも信がたき物にて、此小大ノ君が歌の多かるは、小大は小町にまぎらはしつるなるべし。然るを、「新古今」に、かの歌を「小町集」よりとりて、小町がとて入られたるは、誤也。

と述べ、小大君の読み方からはじまって、ついでに『小町集』は信じがたいものなりというのである。

しかし、流布本（群書類従本）『小町集』八一番には、

見し人のなくなりし頃

あるはなくなきは数そふ世の中に
あはれいづれの日まで嘆かむ

とあって、下句が違う。（「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、一〇七～一〇九頁参照）

恐らく、小町の血を引く「小大進」（小大君）は、小町の歌の下句を少し変えて詠んだのであろう。

そして当時の人々は、こうしたことを寛大に受けとめていたに違いない。

察するところ、小大君は、小町の血筋を承けているこを大いに誇りに感じて、――小町が作った歌（もしくは酷似した歌）を己の歌として晴れがましく詠んだものと思われる。

なお、ここに「東宮の女蔵人小大君」とあるが、……「東宮の女蔵人小大君、つまり後の小大進」と補なって解釈してみたい。

＊

参考迄に述べると、本居宣長が「此小大ノ君が歌の多かるは」と述べているように、――『小町集』には、『小大君集』に存する歌（もしくは酷似している歌）が実に計七首もある。次の歌である。

①林家旧蔵本『小大君集』に、

世のはかなきこと人々のたまふに
あるはなくなきは数そふ世の中に
あはれいつまでいはむとすらむ

とある。

「いはむとすらむ」は、「いきむとすらむ」の誤写であろう、という。（「栄花物語」中の小大進とは別人の小大君が詠んだ歌なのかも知れない）

残りの六首を、宮内庁書陵部本『小大君集』の図書番号で示しておこう。

「あしたづの雲ゐの中にまじりなば」
などいひてうせたる人あはれにおもほゆるころ

②一四〇 ひさかたの 空にたなびく 浮雲の うけるわが身は 露草の 露のいのちも まだきえで おもふことのみ もろこすげ……

恋も別れも うきことは つらきもしらぬ わが身こそ 心にしみて 袖のうらの ひる時もなく あはれなれ……

いつか恋しき 雲の上の 人とあひ見て この世には 思ふことはなき 身とはなるべき

③一四一 おきのゐて身を焼くよりもわびしきは
みやこしまべの別れなりけり

④一四二 宵々の夢の魂あしりかく
ありかでまたむとぶらひにこよ

⑤一四三 みるめかるあまのゆききの湊路に
なこその関も我はすゐぬに
醍醐の御時に、日照りのしければ、雨乞ひの歌よむべき宣旨ありて

⑥一四四 ちはやぶる神もみまさばたち騒ぎ
天の門川の樋口あけたまへ
やりみづに、桜の花流るるを見て

⑦一四五 滝の水木の下近く流れずは
うたかた花をありと見ましや

以上の七首が、『小町集』と『小大君集』の両方に掲載されている。（「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、一〇八～一一三頁参照）

井手寺

醍醐天皇と、近江の采女とが、かまびすしい噂の飛び交う中で、どのようにして愛をはぐくんでゆかれたのかは分からない。

しかしながら、二人共に光孝天皇の孫という高貴な出自であったから、――醍醐天皇が近江の采女（小町の孫娘）

広辞1397P 玉津島神
〃 1311P 衣通姫

小野小町 289P

5,646P

そとほりひめ
衣通姫 小野小町 270P下1行
こと

小野小町
289P上

和歌三神

（和歌の道）

広辞苑に
じん とある

■ 1 和歌三神とは、歌道を守護する三柱の神のことである。

■ もっとも流派によって異なり、

① 柿本人麻呂・山部赤人・衣通姫

② 住吉の祭神である表筒男命・中筒男命・底筒男命

③ 住吉明神・衣通姫・柿本人麻呂

④ 住吉明神・天満天神・玉津島神 125cm 和歌山市 和歌の浦にある玉津島神社の祭神（衣通姫）

大毛

玉津島神

といった諸説がある。（「広辞苑」昭和五十七年十月 第二版第七刷発行 和歌三神）

■ 衣通姫 ☞ 等参照

■ 尚、室町時代以降、歌道を形式化した。

(イ) 東常縁・宗祇・三条西実隆・細川幽斎へ伝わる。

(ロ) 宗祇から肖柏へ伝わる。

■ 当流（二条派）

■ 堺伝授

(ハ) 肖柏から林宗二に伝わる。

■ 奈良伝授

（「広辞苑」「人古今伝授」「地参照」）

NV

コクヨ ケー20 20×20

H26.11.18(土)

小野小町 220p 下1行 1字アキ　5,647p

(こと)

■柿本人麻呂および山部赤人は「共に」「歌聖」と称されている。

■では「衣通姫」とは、允恭天皇の妃（弟姫）のことなのだろうか。

・そうなのかも知れない。

・しかし、允恭天皇の妃「衣通姫」が作った歌として知られているものは極めて少なく「和歌三神」の一人として相応しいのかどうかよく分からない。

■あえて述べると「

(イ) 允恭天皇妃の衣通姫

(ロ)「古の衣通姫の流なり」

と「古今集」仮名序・真名序において記されている小野小町

(以)小野小町の孫娘（小大君）

の三人を合わせ「衣通姫」と総称している。

るのではなかろうか「などと想像される。（今後の検討を待ちたい）

世のはかなきこと人々のたまふに
　あるはなくなきは数そふ世の中に
　あはれいつまでいはむとすらむ

とある。

「いはむとすらむ」は、「いきむとすらむ」の誤写であろう、という。（「栄花物語」中の小大進とは別人の小大君が詠んだ歌なのかも知れない）

残りの六首を、宮内庁書陵部本『小大君集』の図書番号で示しておこう。

「あしたづの雲ゐの中にまじりなば」
　などいひてうせたる人あはれにおもほゆるころ

②一四〇　ひさかたの　空にたなびく　浮雲の　うけるわが身は　露草の　露のいのちも　まだきえで　おもふことのみ　もろこすげ……

恋も別れも　うきことは　つらきもしらぬ　わが身こそ　心にしみて　袖のうらの　ひる時もなく　あはれなれ……

いつか恋しき　雲の上の　人とあひ見て　この世には　思ふことはなき　身とはなるべき

③一四一　おきのゐて身を焼くよりもわびしきは
　みやこしまべの別れなりけり

④一四二　宵々の夢の魂あしりかく
　ありかでまたむとぶらひにこよ

⑤一四三　みるめかるあまのゆききの湊路に
　なこその関も我はすゐぬに
　醍醐の御時に、日照りのしければ、雨乞ひの歌よむべき宣旨ありて

⑥一四四　ちはやぶる神もみまさばたち騒ぎ
　天の門川の樋口あけたまへ
　やりみづに、桜の花流るるを見て

⑦一四五　滝の水木の下近く流れずは
　うたかた花をありと見ましや

以上の七首が、『小町集』と『小大君集』の両方に掲載されている。（「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、一〇八～一一三頁参照）

井手寺

醍醐天皇と、近江の采女とが、かまびすしい噂の飛び交う中で、どのようにして愛をはぐくんでゆかれたのかは分からない。

しかしながら、二人共に光孝天皇の孫という高貴な出自であったから、――醍醐天皇が近江の采女（小町の孫娘）

を妃とされた後においては、もはや誰一人、とやかく言う者などいなかったろうと拝察される。

＊

さて、小町の孫娘が醍醐天皇の妃となったというのに、祖母に当る小町が近江国の関寺あたりに庵を結んで侘住いしていてよいものだろうか。

天皇の妃の祖母として、それなりにふさわしい身なりをし、立派な寺に住むことが要求されたように思われる。

そこで、小町は、長年にわたって住みなれた近江国関寺あたりの庵を後にして、……山城国綴喜郡井提の里の『井手寺』へやってきたのであろう、と想到される。

小町は、その寺の名が『井手寺』であることに、胸しめつけられるような悲しさと、なつかしさとを覚えた。

かつて、亡くなってしまった息子と夫とを陸奥国に残し、都へ旅立つ時に詠んだ歌を、――小町は思い出していた。

おきの井てみをやくよりもかなしきは
都しまへの別也けり

〔あの井ての島に渡ったなら、死霊の意中が聞けるという。あなたの娘子が帝の妃になったのですよ。今あなたは、どのような思いでいらっしゃるかしら。井ての山に登って、あなたのお声を聞きたいわ〕

ここに、小町は歌った。群書類従本『小町集』に、こう記されている。

井手のやまふきを
色も香もなつかしきかな
蛙なくゐてのわたりの山ふきの花

二句切れ倒置法のこの歌の歌意は平易である。（「小町伝説」明川忠夫、現代創造社、八四頁参照）

小町は、山城国の『井手寺』に咲く山吹の花を目の前にしながらも、……陸奥国の『ゐてのわたり』（ゐてへの渡船場）に咲いていた美しい山吹の花を、懐かしく思い浮かべていたのかも知れない。（「広辞苑」〈わたり〉〈渡船場〉参照）

＊

井手寺で、小町は、光孝天皇・息子・大江惟章の菩提をとむらったことであったろうか。

こうしたわけで小町は、晩年を井手寺で過ごし、この寺に於て薨じたように思われる。

そして又、こうしたわけで、井手寺の『小町塚』は、宮内省の管轄下に置かれることになったのであろう、と推察される。

なお、『井提旧地全図』には「大姉の墳、小野小町墓」として描かれている。また、井手は、勧修寺、仙洞御所、

5,650P

・カラー

・右頁の左上1/4に載せて下さい。

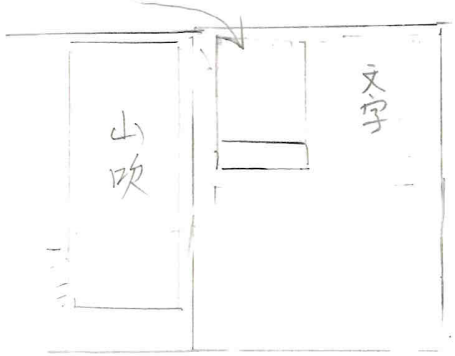

小師小所 128P 吹

14GG 写真図版816 『井堤寺故址』の石碑

12GG 中へ5ふりわけ 平成17年(2005年)11月30日 著者撮影

・カラー

・左頁の右半分（上～下段）にはみ出して大きく掲載下さい。

5,651P

303

11QGゴチ 写真＝入江泰吉記念奈良市写真美術館

14QGゴチ 中心ふりわけ

写真図版 817 山吹（やまぶき）

13QGゴチ

『万葉集入門』別冊太陽 日本のこころ 180 平凡社 2011年4月25日発行 142頁参照

・カラー
頁の上。½の大きさ。はみ出して大きく掲載下さい。

5,652P

304

小野小町208P上 末4行

140G 写真図版 818 井手町の『小野小町之墓』

120G 平成17年12月21日 著者撮影
中心ぶりかけ

(2005年)

(写真のこのページのこの位置に「小野小町の墓」)

写真の裏に
小野小町の墓 NA ZANAONZ NNN 0 0030 <No. 11> 434 とある

大宮御所の所領として皇室との縁が深かったところである、という。（「小町伝説」明川忠夫、現代創造社、九八頁参照）

＊

「おばあさま。私の大切なおばあさま。もっともっと長生きしていただきとうございました」

小町の孫娘『小大眞』（三十六歌仙のうちのひとり小大君）は、かけがえのない祖母であり師でもあった小町が、『井手寺』で亡くなり、火葬された時に、……次の歌を詠んだのではなかろうか。

おきのゐて身を焼くよりもわびしきは
みやこしまべの別れなりけり

身を焼くよりもわびしい、都島辺の別れだったに相違ない。（宮内庁書陵部本「小大君集」一四一番歌）

また小町の孫娘小大君は、

「あしたづの雲ゐの中にまじりなば」

などいひてうせたる人（祖母の小町）を偲んで、宮内庁書陵部本『小大君集』一四〇番歌を歌ったのかも知れない。

小野の里

それでは、小野小町が幼い日々を過ごしたであろうと思われる《古京の西北の隅》の方の様子を、もう一度見てみよう。

千秋の時が流れた現在、――小野の里のあたりにさえも、千早振る神代のことを知っている人は居ない。

しかしながら村人達は、親から子へ・子から孫へと、優しい姿をした二上の山「横山」についての何らかの伝承を語り継ぎ、あがめ続けて、……いまにまでも至っているのであろう。

七国神社の裏手から登って行く細い山道には、朽ちた小さな鳥居があり、路傍の小堂には、小野良実卿と衣通姫と思われる木彫りの像が安置されている。

そして横山の山頂には、小さな小さな祠が、ぽつんと立っている。

村人達が手向けているのだろうか、いつ行ってみても、その山頂の祠には、餅や、四季の花々や、果物などが置かれていて、――深く親しまれ、手厚く敬われていることが分かる。

そしてその二上の山は、毎年春になるとあたり一面に咲く白い橘の花の芳わしい香りに包まれ、秋には黄金色の無数の非時の香菓で美しく彩られるのである。（第三十六章〈母の許で〉の項において既述）

＊

この歌だけを掲載下さい。
564～頁からコピーしてほしい
同歌 ⊞5645ᵖ上 12行へ
小町の歌は ⊞5467ᵖ下
前頁上 おきのゐて と同様番号を省く。

世のはかなきこと人々のたまふに
あるはなくなきは数そふ世の中に
あはれいつまでいはむとすらむ

とある。

「いはむとすらむ」は、「いきむとすらむ」の誤写であろう、という。（「栄花物語」中の小大進とは別人の小大君が詠んだ歌なのかも知れない）

残りの六首を、宮内庁書陵部本『小大君集』の図書番号で示しておこう。

「あしたづの雲ゐの中にまじりなば」
などいひてうせたる人あはれにおもほゆるころ

ひさかたの　空にたなびく　浮雲の　うけるわが身は　露草の　露のいのちも　まだきえで　おもふことのみ　もろこすげ……

恋も別れも　うきことは　つらきもしらぬ　わが身こそ　心にしみて　袖のうらの　ひる時もなく　あはれなれ……

いつか恋しき　雲の上の　人とあひ見て　この世には　思ふことはなき　身とはなるべき

③一四一　おきのゐて身を焼くよりもわびしきは
みやこしまべの別れなりけり

④一四二　宵々の夢の魂あしりかく
ありかでまたむとぶらひにこよ

⑤一四三　みるめかるあまのゆききの湊路に
なこその関も我はすゐぬに
醍醐の御時に、日照りのしければ、雨乞ひの歌よ
むべき宣旨ありて

⑥一四四　ちはやぶる神もみまさばたち騒ぎ
天の門川の樋口あけたまへ
やりみづに、桜の花流るるを見て

⑦一四五　滝の水木の下近く流れずは
うたかた花をありと見ましや

以上の七首が、『小町集』と『小大君集』の両方に掲載されている。（「小野小町追跡」片桐洋一、笠間書院、一〇八～一一三頁参照）

井手寺

醍醐天皇と、近江の采女とが、かまびすしい噂の飛び交う中で、どのようにして愛をはぐくんでゆかれたのかは分からない。

しかしながら、二人共に光孝天皇の孫という高貴な出自であったから、――醍醐天皇が近江の采女（小町の孫娘）

5,653ᵖ－2/3
306

大宮御所の所領として皇室との縁が深かったところである、という。（「小町伝説」明川忠夫、現代創造社、九八頁参照）

＊

「おばあさま。私の大切なおばあさま。もっともっと長生きしていただきとうございました」

小町の孫娘『小大眞』（三十六歌仙のうちのひとり小大君）は、かけがえのない祖母であり師でもあった小町が、『井手寺』で亡くなり、火葬された時に、……次の歌を詠んだのではなかろうか。

おきのゐて身を焼くよりもわびしきは
みやこしまべの別れなりけり

身を焼くよりもわびしい、都島辺の別れだったに相違ない。（宮内庁書陵部本「小大君集」一四一番歌）

また小町の孫娘小大君は、

「あしたづの雲ゐの中にまじりなば」

などいひてうせたる人（祖母の小町）を偲んで、宮内庁書陵部本『小大君集』一四〇番歌を歌ったのかも知れない。

小野の里

それでは、小野小町が幼い日々を過ごしたであろうと思われる《古京の西北の隅》の方の様子を、もう一度見てみよう。

千秋の時が流れた現在、――小野の里のあたりにさえも、千早振る神代のことを知っている人は居ない。

しかしながら村人達は、親から子へ・子から孫へと、優しい姿をした二上の山「横山」についての何らかの伝承を語り継ぎ、あがめ続けて、……いまに至っているのであろう。

七国神社の裏手から登って行く細い山道には、朽ちた小さな鳥居があり、路傍の小堂には、小野良実卿と衣通姫と思われる木彫りの像が安置されている。

そして横山の山頂には、小さな小さな祠が、ぽつんと立っている。

村人達が手向けているのだろうか、いつ行ってみても、その山頂の祠には、餅や、四季の花々や、果物などが置かれていて、――深く親しまれ、手厚く敬われていることが分かる。

そしてその二上の山は、毎年春になるとあたり一面に咲く白い橘の花の芳わしい香りに包まれ、秋には黄金色の無数の非時の香菓で美しく彩られるのである。（第三十六章〈母の許で〉の項において既述。）

・カラー
・右頁の右半分
(上〜下段)に
掲載下さい。

P814

5,654 P

紀上279 P 2行
280 P 2行

中べふりめけ
14QGゴ4

写真図版 819
ときじく かくのみ
非時の香菓
たちばな
(橘)の花

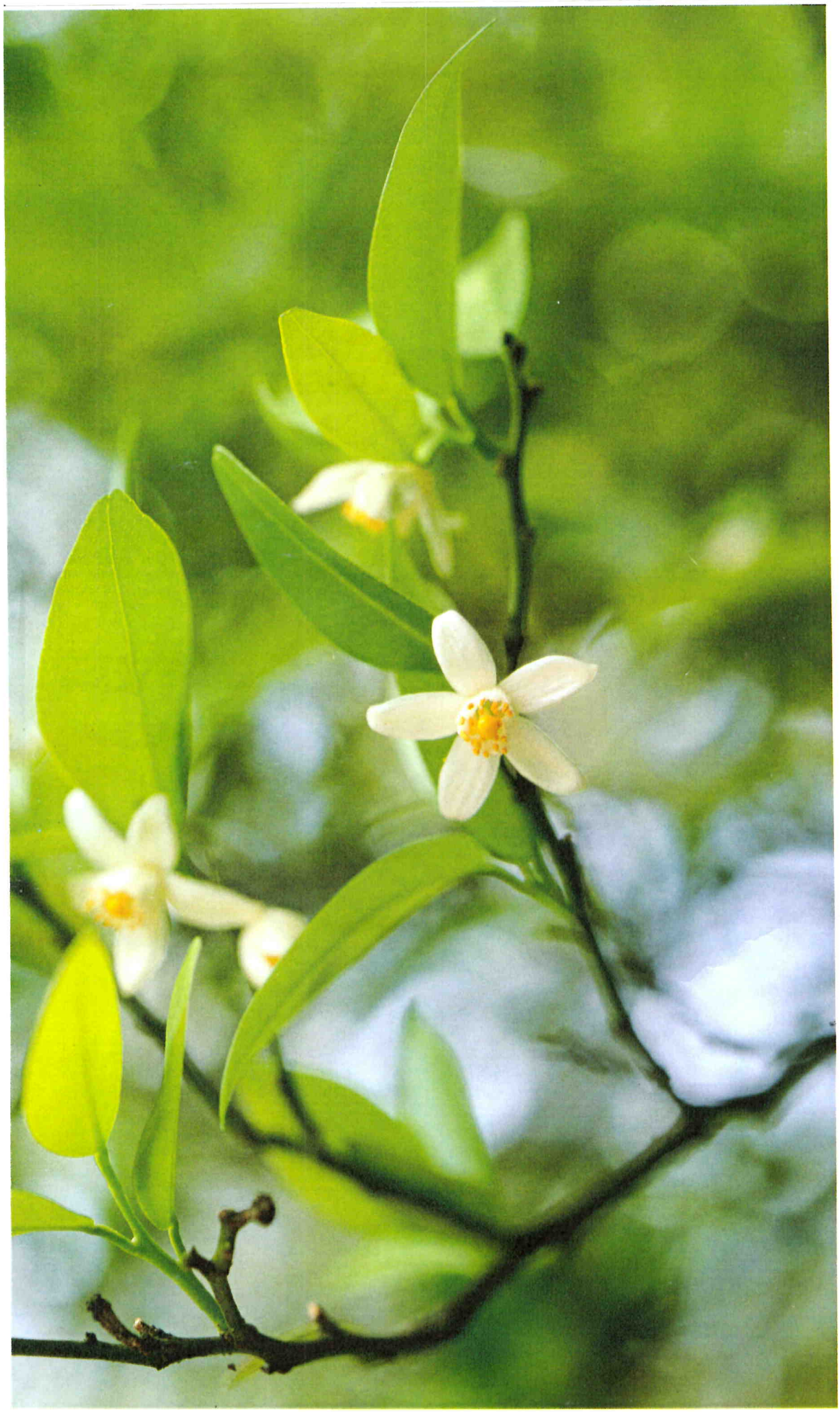

写真＝入江泰吉記念奈良市写真美術館

13QGゴ4

『万葉集入門』別冊太陽 日本のこころ180 平凡社 2011年4月25日発行 137頁参照

308

追加資料

『七国神社由緒記』

『肥後国山本郡正院郷小野里小町略縁起』

5,655P

309

平成十七年七月六日付けで、加茂別雷神社（上賀茂神社）宮司　神戸大和様（七国神社宮司を兼務）から筆者宛御送付いただいた『七国神社由緒記』および『肥後国山本郡正院郷小野里小町略縁起』を掲載致します。

なお、近年の二度の水害で巻物などが流され、残っているのはこれだけだそうです。

5,656P

310

5.657 P

七國神社

祭神

天照皇大御神

田心姫神

鵜葺草不合神

神武天皇

此ノ四柱ノ神ハ 第五代 淳和天皇 仁拾四年勧請ト申傳フ

相殿

健磐龍神 肥後阿蘇ノ宮

伊邪那岐神 日向 薩摩霧島宮

應神天皇
仲哀天皇
瀧津嶋姫神
武内宿祢

筑前箱崎八幡宮
豐前宇佐八幡宮
豐後由須原八幡宮
肥前千栗八幡宮
筑後高良玉垂宮

以上七柱ノ神ハ兼和五年十二月小野良實勅請

一由緒（人皇五十四代仁明天皇）

兼和四年三月下旬ニ藤原ノ常嗣小野篁ノ兩卿ニ遣唐使ノ勅命アリ依テ翌年十二月二日筑紫地ニ下リ肥前ノ國松浦浜ヨリ艤シテ出帆セシニ太使藤原常嗣卿篁卿ノ大德ニ及ハサルヲ嫉ミ憤リ殊ニ事

より船ノ前後ヲ爭ヒ太使ノ威權ヲ以テ筐御ヲ輕シメ
終ニ非常ノ罪ニ陷シ事ヲ謀リ是ニ依テ筐御病
ト稱シ歸路セラル然ルニ朝庭筐御ノ罪ナリトシ隱岐
ノ國ヘ配流セラル依テ御子良實御モ父ノ罪ニ准シ
肥後ノ國山本ノ郡ニ配流セラル是ニ於テ良實御ハ
吹ノ小野ノ里ニ謫居ヲトシ心ナラズモ配所ノ月ヲ詠
メ筑紫ノ花ヲ見廻リ鴈ノ來ニ行時ハ帝都ヲ
思ヒ胸ヲ痛メ鳥ノ声西山ニ聞ル夜ハ讒者ノ非義
ヲ憤リ腸ヲ斷テリ爰ニ於テ無双ノ誓ヲ起シ七ヶ所ノ靈
社貝ヶ阿蘇ノ宮霧島宮箱崎宮岸佐宮千栗

5,660P
314
西56637

宮田須佐宮高良玉垂宮ノ七柱ヲ合セ祭リ宮
柱太敷立勸請マシマシケリ是則現今ノ七國神社ナリ
文七年三月十九日祈誓神明ニ徹セシヤ望卿御
又子歸路ノ勅許ヲ蒙シ良実卿モ帰路セラレ
リ後ハ柏天皇應永十五年三月再建
年来星霜ノ時移リ輓近ニ至リ時ノ藩主細川齋
護公ノ公達澄之丞（後ニ侯爵細川護久）信五郎（後ニ伯爵津軽公）
ノ兩公子嘉永五年九月十九日數多ノ供廻リヲ随
ヘ當七國神社ヘ參詣セラレ御初穂五百疋生鮒
百尾ヲ奉納セラレ其後兩公子及良之丞（後ニ子爵長岡護美）

もり

ほそかはなり

熊本県歴史 255頁にルビ有る

315

5,661P

小町伝説を歩く 明川忠夫 195P
細川家の能楽の会…
江戸時代 小野泉水で和歌の会をよくよく開いた

ほそかわただとし
細川忠利 ㊐3011P～12世
「図説熊本県の歴史」117頁上3行にルビ有る

公子慶次御参詣ニテ御初穂金五百疋奉納セラレタリ

安政四年四月十九日藩主細川齋護公数十騎馬ニ随ヘ参詣セラレ御初穂金千疋ヲ奉納セラレタリ

慶應二年九月十八日時ノ藩主細川邦昭公前例ニ依リ参詣セラレ御初穂金千疋並ニ九曜御紋付大丸帷子提燈ヲ奉納セラレタリ

明治四十年ニ指定村社トナル

（・参考までに「振り仮名」をつけてみました）

5,662P

云辞苑
はつほ（はつお）
初穂
神仏に捧げる金銭・米穀・食物・酒など。

云辞苑
ひき
疋
・銭などを数える語。
・もとは、10文を1疋
後に、25文を1疋
とした。
・江戸時代には、
寛永通宝1枚を
1文とした。

（第13巻）316

364

＊『七国神社』の由緒記に、

「篁卿の罪なりとし隠岐の国へ配流せらる。依て御子良実卿も父の罪に准（準）じ、肥後の国山本の郡に配流せらる」

と記されており、――本書の筋書きとほぼ同様の経緯があったように見受けられます。

305「ム行中ほど」

肥後國山本郡正院郷小野里小町略縁起

抑小野々小町と申は忝くも人王三十二代敏達天皇七世の苗裔右大辨參議篁の子太宰少貳小野良實の娘也然れは朝には都の春の花に映し夕へには朝庭の秋の月をも歌すへからし身まれとも天運地祇かゆる〳〵生涯しと世更に安からされは郡の邊里に直玉と其故は仁明天皇の御宇承和[illegible]年甲寅正月七日[illegible]て白馬の節會を行はせられ後詔して曰く藤原常嗣と小野篁とを以て遣唐使に定むへしと同しき三年明月十八日勅命に[illegible]せて九州の地に下り七月上旬肥前の國松浦潟より船もよひして漕出しか難風に逢て命たに通行斗り人には告よと打すて其事ならす各歸洛有り同しき四年十日三月下旬猶又遣唐使の勅命あり是に依て各其用意を營み同しき五年戊午十二月[illegible]既に出船を催しけるが[illegible]篁の卿の才德に及はさるによりてねみ憎る心ありて聊の事より船の前後を爭ひ朝廷の權威につのり我意を恣しいまゝにして篁の卿を輕しめ終に孝道の罪に落さん事をはかるこれに依て病と稱して篁の卿は歸洛し玉ふされとも篁の罪なりと勅を下して隱岐の國に配流せらる是しかしなから常嗣か讒奏の密書に因て也此故に良實の卿も父の罪に准し肥後の國此山本にさすらへ玉ふこゝに於て御父諸共罪なくして配所の月を眺め心ならす筑紫の花を見つ〳〵り鴻雁東に行く時は舊里を思ふ胸をいため鼻聲西山に聞ゆる夜は讒者の非義に腸を斷はかり親子の幸情猶絶す二た度天と共に歸洛あらん事を祈り[illegible]七ヶ國の靈社を合せ宮柱太しく建て勸請しまし〳〵けり今の七國大明神是也しかしより以來日に世事を變へす日々に神慮を仰き身に餘業をみれすひたすらに靈驗を祈り玉ふ事久し此は文月の末あまり滿參の通夜詣してねはします三伏の夏は去なから秋陽の餘炎未た殘り月半天に懸けは烏鵲翼をならし松秋風に對すれは乙女の舞業の琴を奏しつゝ夜もはや寅の刻計りと覺る程に睡眠を催し玉ふか夢にもあらす現にもあらて誠にいとゆかしなる美女一人忽然と來りて云樣　社頭遍所草木清神祇現處土石靈を三返うたひて玉の鋒し月光に映し羅綾の袂を松風に靡して良實の膝本近く歩みより羅綺の袖より一ヶの玉を取出し是はこれ水晶無二の眞玉也今汝に授へしおろそかにすへからす汝か信心たゆまされは向後弗守るへし吾は則七國の使也と神託誠にありかたく東雲の空に飛去りぬ良實の卿は目をはちさ信敬ます〳〵肝に銘し感涙頭袂を浸し稽首再拜沐浴して池の邊りに行　と曰くなせる形ちは若さかの御く心は水[illegible]に似たりと吾玉ひて本殿に寄り給ふ其時水を浴し玉ふ石は[illegible]なる水精石なり良實の卿は[illegible]やはしと[illegible]朝廷に歎んかりしか御意所[illegible]

499.664

318

七年、癸未三月十五日の誕生の時、のぞみ殿中白日の如くなれば人々奇異の思をなせしか玉の如くなる美女出でゝ玉ひたる御名を小町と號し奉る此日豐岐の國には勅許を蒙り童の卿歸し玉ふ扨小町は月を重ね日を經るに連ひて容貌なり人言なく美麗ならん人なし顔は本通姫の御ことはり事は孫夫人か神に達し物としてならずといふ事なく法としてしらずといふ事なく既に十三年の霜雪を積み玉ふされは近國遠境の人々も及はぬ空の月をかこち鶯上臺下の雲客も心筑紫の見ぬ戀にあくかれ春の林を東風の吹送れは和歌を詠して音信を待ち秋の空行雁かねには玉章をかけまはしと鳥か啼吾妻のはてゝ人より不知火の浦島かけてならひなき美人の聞へ有けれは時の帝叡聞まし〳〵て勅使を下し奉りき時に仁壽二年壬申七月七日大内へ召れ采女の官に叙し玉ふ並居る女嬬も袖を引き〳〵ひすをあつめてさゝやき合ひけるはいかに聰明の生質なりとも百敷のみやの粧ひはしらしたとひ秀才の女也とも月の都の習はせには感ふへしとて和歌の難題四句きて玉はりけ[illegible]當座滯る事なく詠作水の流るか如し其才衆人に越へ其智世に稀なるによりて叡感斜ならす剰さへ御衣を賜はり御父良實の卿も勅免を蒙り上洛ある齊衡二年乙亥天下大に旱して萬民饑渴に苦しむる故に諸寺の名僧を撰はせ玉ひ諸社の神官を集め玉ひて丹誠の修法をこらすといへとも一滴のしるしなかりしかは小町に命して雨の祈りをなさしめ玉ふ時に小町は御裳濯川の流に望み一首の和歌を口すさみ玉へは天忽ちに曇り雨降る事三日夜死したる者の蘇るか如く貴賤舌を卷き老若不思議と仰ぎ感ずるかな目を見へぬ鬼神をも感せしめ武士の心をも和らけて妙なる花の色好み世に有難き御社ひ七たひの變[illegible]年に至りて再ひ又此七國の社頭に詣神詠を感し玉ひ此里に兩親の墓を築き夫より國々所々を經廻り[illegible]に至りて[illegible]し承平元年辛卯の秋出羽の國八十島に至りて終に此世を見果玉ふ御齡九十二歳也[illegible]説には大和山[illegible]十三歳と云々しかりとはいゝなから案乎實方西行等の人々はるかの後に至りても度々小町の墓にまみへし事諸書其證有りといへとも繁雜煩を厭て是を略する所也其靈魂の在すか如く降誕の曉より死後の夕に至る迄奇特靈妙多き事たゝ人ならぬしるしならすや貞女の道に志しゆちん人且は風雅に心をよする[illegible]更此神德したはさらんや誰か此神德を仰かさらんや

鹿本郡山東村字小野泉水

小野小町神社

319

5665

原文と突き合わせてみた
令和元(2019)11.18(月)

肥後国山本郡正院郷小野里小町略縁起

抑小野々小町と申は、添くも人王三十一代敏達天皇七世の苗裔右大弁参議篁の子太宰少弐小野良実の娘也。然れは朝には都の春の花に映し夕へには朝庭の秋の月をも歓すへかりし身なれとも、天変地妖かはる〳〵生滅して世更に安からされは鄙の遠里に育玉ふ。『其故は、仁明天皇の御宇承和元年甲寅（八三四）正月七日始て白馬の節会を行はせられ、後詔して曰く藤原常嗣と小野篁とを以て遣唐使に定むへしと。同しき三年（八三六）四月廿八日勅命にまかせて九州の地に下り七月上旬肥前の国松浦潟より船もよひして漕出しか難風に逢て命だに消行斗り人には告よと打すさみ其事ならす各帰洛有り。同しき四年丁己（八三七）三月下旬猶又遣唐使の勅命あり。是に依て各其用意を営み同しき五年戊午（八三八）十二月二日既に出船を催しけるが大使藤原常嗣篁の卿の才徳に及はさるによりそねみ憤る心ありて聊の事より船の前後を争ひ朝庭の権威につのり我意をほしいまゝにして篁の卿を軽しめ終に非常の罪に落さん事をはかる。これに依て病と称して篁の卿は帰洛し玉ふ。されとも篁の罪なりと勅を下して隠岐の国に配流せらる。是しかしなから常嗣か讒奏の密書に因て也。此故に良実の卿も父の罪に准し肥後の国此山本にさすらへ玉ふ。こゝに於て御父諸共罪なくして配所の月を詠め心ならす筑紫の花を見めくり、鴻雁東に行く時は旧里を思ふ胸をいため、梟声西山に聞ゆる夜は讒者の非義に腸を断はかり親子の幸情猶絶す二た度父と共に帰洛あらん事を祈り無双の誓をおこして七ヶ国の霊社を合せ宮柱太しく建て観請しまし〳〵けり。今の七国大明神是也。しかしより以来口に世事を変へす日々に神慮を仰き身に余業をふれすひたすらに霊験を祈り玉ふ事久し。比は文月の十日あまり満参の通夜詣しておはします三伏の夏は去なから秋陽の余炎未た残り月半天に耀けは鳥鵲翼をならし松秋風に対すれは乙女の舞楽の琴を奏しつゝ夜もはや寅の刻計りと覚る程に睡眠を催し玉ふか夢にもあらす

現にもあらて誠にいほいけなり美女一人忽然と来りて云様「社頭邇所草木清神威現處土石靈」と三返うたひて玉の笄し月光に映し羅綾の袂を松風に飜して良実の膝本近く歩みより羅綺の袖より一ツの玉を取出し是はこれ水晶無二の真玉也今汝に授へしおろそかにすへからず汝が信心たゆまされは向後弥守るへし吾は則七国の使也と神託誠にありかたく東雲の空に飛去りぬ。良実の卿は目をひらき信敬ます〳〵肝に銘し感涙弥袂を浸し稽首再拝沐浴して池の辺りに立□□て曰く「なせる形ちは岩さかの如く心は水流れに似たり」と誓玉ひて本舘に帰り給ふ。其時水を浴し玉ふ石は現今の水精石なり。良実の卿はいやましに信仰朝暮に盛んなりしが御台所懐娠ましま□。其間の霊瑞あれとも事多ければ爰に略す。十月きに満て臨産あり同七年庚申（八四〇）三月十五日の暁天也。誕生の時にのそみ殿中白日の如くなれは人々奇異の思をなせしか玉の如くなる美女をもふけ玉ひたる。御名を小町と号ケ奉る。此日隠岐の国には勅許を蒙り筐の卿帰し玉ふ。扨小町は月を重ね日を経るに循ひて容貌ならふ者なく美麗譬へん人なし顔は衣通姫の俤そなはり筆は繇夫人か神に達し物としてならすといふ事なく法としてしらすといふ事なく既に十三年の霜雪を積み玉ふ。されは近国遠境の人々も及はぬ空の月をかこち党上党下の雲客も心筑紫の見ぬ恋にあくかれ春の林を東風の吹送れは和歌を詠して音信を待ち秋の空行雁かねには玉章をかけまほしと鳥か啼吾妻のはてゝゝより不知火の浦島かけてならひなき美人の聞へ有けれは時の帝叡聞まし〳〵て勅使を下し奉りき。時に仁寿二年壬申（八五二）七月七日大内へ召れ采女の官に叙し玉ふ。並居る女嬬も袖を引きくひすをあつめてさゝやき合ひけるはいかに聰明の生質なりとも百敷のみやの粧ひはしらし。たとひ秀才の女也とも月の都の習はせには惑ふへしとて和歌の難題四句まて玉はりける。されとも当座滞る事なく詠作水の流るか如し。其才衆人に越へ其智世に稀なるによりて叡感斜ならす剰さへ御衣を賜はり御父良実の卿も勅免を蒙り上洛ある斉衡二年乙亥（八五五）天下大に旱して万民飢渇に苦しむる故に諸寺の名僧を撰はせ玉ひ諸社の神官を集め玉ひて丹誠の修法をこらすといへとも一滴のしるしなかりしかは小町に命して雨の祈りをなさしめ玉ふ。時に小町は御裳濯川の流に望み一首の和歌を口すさみ玉へは天忽

ちに曇り雨降る事三日。夜死したる者の蘇るか如く貴賤舌を巻き老若不思儀を仰く誠なるかな。目に見へぬ鬼神をも感せしめ武士の心をも和らけて妙なる花の色好み世に有難き御粧ひ七たひの変をあらはし一□□の□妃にして女御□(皇)后の台命をも辞□。老年に至りて再ひ又此七国の社頭に詣神詠を感し玉ひ此里に両親の塔を築き夫より国々所々を経廻し関寺に至りて辞世を遺し承平元年辛卯(九三一)の秋出羽の国八十島に至りて終に此世を見果玉ふ御齢九十二歳也。冷泉家の説には大坂山に終る六十三歳と云々。しかりとはいゝなから業平実方西行等の人々はるかの後に至りても度々小町の霊にまみへし事諸書其證有りといへとも繁雑。累綴を厭て是を略する所也。其霊魂の在すか如く降誕の暁より死後の夕に至る迄奇特霊妙多き事たゝ人ならぬしるしならすや。貞女の道に志しあらん人、且は風雅に心をよする輩は、猶更此神徳したはさらんや。誰か此神徳を仰かさらんや。

鹿本郡山東村字小野泉水

小野小町神社

＊『肥後国山本郡正院郷小野里小町略縁起』に、

(1)小野小町が生まれたのは、仁明天皇の承和七年庚申(八四〇)三月十五日、

(2)小野小町が亡くなったのは、朱雀天皇の承平元年辛卯(九三一)、九十二歳の時、

と記載されています。

一方、本著『小野小町』では、

(1)「小野小町は、仁明天皇の承和八年(八四一)春に生まれ、……」

(2)「……朱雀天皇の承平二年(九三二)に九十二歳で亡くなったのだろう」

と述べていて、生年・没年共に一年の差はあるものの、極めて近接している。

特に、九十二歳という享年については、まさしく一致しています。

＊参考

『きいぎょう西行と小町との問答歌』については、「福岡昔話集」全国昔話資料集成11、一九九〇年七月第4刷発行、二二七頁に掲載。

『藤原』実方は、「きのとはいはじすすきをひけり」という下句をつけたとして、諸書に散見される。

「室町時代物語大成」3巻四七八頁角川書店。

「御伽草子集と研究」(三)一四三頁、藤井隆。

他。